

このページの以下の記載は、投資信託説明書（交付目論見書）の一部を構成するものではありません。また、この情報は投資信託説明書（交付目論見書）の記載情報ではありません。

目論見書補完書面（投資信託）

投資信託をご購入の際は、この書面と投資信託説明書（交付目論見書）の内容をよくお読みください。

■投資信託（ファンド）のお取引にあたり特に重要な事項


- ・本ファンドは預貯金と異なり、元本が保証されているものではありません。
- ・本ファンドにおける運用会社（委託者等）が行う運用等により生じた損益は、すべてご購入された投資家（受益者）に帰属します。投資家（受益者）は、収益分配金、償還金、換金（解約）に対する請求権を有します。
- ・ファンドは、主に有価証券等（株式や債券等）を投資対象としています。ファンドの基準価額（純資産総額）は、組み入れる有価証券等を日々時価評価して算出されますので、基準価額の下落により投資元本を割り込むおそれがあります。

■書面による解除（クーリング・オフ）

本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

■本ファンドに係る契約および当社の概要

- ・当社は、当ファンドの設定・運用および販売を行います。
- ・当社の概要（2020年7月1日現在）

商号等	三井住友DSアセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第399号
本店所在地	〒105-6426 東京都港区虎ノ門一丁目17番1号 虎ノ門ヒルズビジネスタワー26階
加入協会	一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 （当社が対象事業者となっている認定投資者保護団体はございません。）
資本金	20億円
主な事業	投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業
設立年月日	昭和60年7月15日
連絡先	三井住友DSアセットマネジメント株式会社 投信直販 お客様窓口
電話番号	 0120-45-1104 <small>ようこそいい投資</small>
受付時間	午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）
ホームページ	https://www.smd-am.co.jp
当社の苦情処理措置及び紛争解決措置	当社は、当社が加入している一般社団法人投資信託協会から業務受託している特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（連絡先：0120-64-5005）が行うあっせんを通じて苦情および紛争の解決を図ります。

※より詳細な当社の概要は、当社ホームページ（上記に記載）をご覧ください。

■当社が行う金融商品取引業の内容および方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、金融商品取引法第28条第4項の規定に基づく投資運用業、同条第3項の規定に基づく投資助言・代理業および金融商品取引法第28条第2項の規定に基づく第二種金融商品取引業です。

当社において、お客さまに投資信託をお取引いただく場合、以下のようなお取扱いとなります。

- お取引にあたっては、投信総合取引口座、投資信託受益権振替決済口座の開設が必要となります。
- お取引のお申込みは、当社が運営する投信直販用のインターネットサイトにて、当社が定める方法にてご注文の入力をしていただき、投資信託毎に定められた時間までに当社に到達したものを当該日における有効なお申込みとします。
- お申込みをされたお取引が成立した場合には、「取引報告書」をお客さまに交付します。
- お取引をいただいたお客さま（受益者）には、お客さまのお取引内容およびお取引後の投資信託の残高を記載した「取引残高報告書」を3ヵ月ごとに（直近に「取引残高報告書」を作成した日から過去1年間、お客さまとの間で「お取引」が成立していない場合であって、投資信託の残高があるときは、当社所定の時期に年1回以上）作成し、交付します。
- 当社がお客さまの金銭をお預かりする期間が一定期間を超えた場合、原則として当該金銭をお客さまへ返金させていただきます。
- 当社がお客さまに対して交付する書面のうち一定のもの（対象書面）については、「電子交付サービス利用規程」の定めに従い、電子交付の方法により交付いたします。これにご同意いただけない場合、投信総合取引口座、投資信託受益権振替決済口座の開設はできませんのでご注意ください。対象書面およびその他の電子交付の詳細については「約款・規程集」の「電子交付サービス利用規程」をご覧ください。

■「SMAM・グローバルバランスファンド（機動的資産配分型）【愛称】：資産配分おまかせくん」

のお取引について

当社において本ファンドの取引が行われる場合は、以下によります。

- お取引にあたっては、当社にて投信総合取引口座、投資信託受益権振替決済口座の開設が必要となります。
- お取引の注文に際し、原則として、あらかじめ当該注文に係る代金の全額を当社指定の銀行口座にご入金いただき、ご注文をお受けいたします。
- お取引が成立した場合には、取引報告書（契約締結時交付書面）を電磁的方法または郵送にて、お送りいたします。
- お取引をされたお客さまには、取引残高報告書を3ヵ月ごとに（直近に取引残高報告書を作成した日から過去1年間、お取引がない場合であって投資信託の残高があるときは、当社所定の時期に年1回以上）、交付します。
- 購入時手数料はかかりません。
- 購入単位（購入代金の単位）は以下の通りとなります。

スポット購入の場合	1万円以上 1円単位
定期積立プランの場合	1千円以上 1千円単位

- 換金単位は以下の通りとなります。

口数指定の場合	1口単位
金額指定の場合	1円単位

- 解約代金の支払いは、解約請求受付日から起算して5営業日目以降となります。
- 運用管理費用（信託報酬）は純資産総額に対して年0.649%（税抜き0.59%）となります。
- 信託財産留保額はありませぬ。

（この目論見書補完書面は2020年7月1日時点の情報に基づいて作成しております）